

第1回 芦別市子ども・子育て会議資料

「子ども・子育て支援新制度」について

※現時点の国資料等を基に作成したものであり、今後修正となる可能性があります。

内閣府HP「子ども・子育て支援新制度について」<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

子育てをめぐる現状と課題について

- 急速な少子化の進行（平成 23 年合計特殊出生率 1.39）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男性の約 9 割が結婚意思を持っており、希望子ども数も 2 人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対 GDP（国内総生産）比の低さ（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
- 子育ての孤独感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小 1 の壁」
- M字カーブ（30 歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の
充実

子ども・子育て支援新制度

- ◎幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律(子ども・子育て関連3法(平成24年8月公布))に基づく新たな制度を「子ども・子育て支援新制度」と呼んでいる。

→平成27年4月本格施行

子ども・子育て関連3法

◎「子ども・子育て支援法」

- 全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設、必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築などの規定(子ども・子育て支援新制度の中心となる法律)。

◎「改正認定こども園法」

- 幼保連携型認定こども園の認可・指導監督等を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的な位置づけをもたせる(二重行政の解消)。

◎「関係整備法」(児童福祉法等の改正)

- 上記2法に伴い、関係法律の規定の整備を行う。

子ども・子育て支援法の概要

趣旨: 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずる。

概要:

(1)総則

- ◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定(市町村・都道府県・国・事業者・国民の責務)、定義規定 【第1条～第7条】

(2)子ども・子育て支援給付

- ◆ 子どものための現金給付(児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。) 【第8条～第10条】
- ◆ 子どものための教育・保育給付(支給認定(要保育認定等)、施設型給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担) 【第11条～第30条】

(3)給付対象施設・事業者(施設型給付:認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育給付:家庭的保育・小規模保育等)

- ◆ 施設・事業者の確認手続、基準、責務、確認の取消し、業務管理体制の整備、指導監督 【第31条～第41条、第43条～第53条、第55条～第57条】
- ◆ 施設・事業者に対し、利用を希望する子どもの利用についての市町村のあっせん及び要請 【第42条、第54条】
- ◆ 施設・事業者に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表 等 【第58条】

(4)地域子ども・子育て支援事業

- ◆ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診 等 【第59条】

(5)子ども・子育て支援事業計画

- ◆ 国の基本指針(子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等)、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、都道府県子ども・子育て支援事業計画の策定 【第60条～第64条】

(6)費用等

- ◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業者拠出の充当範囲、拠出金率の上限(1.5%以内で政令で定める)

(7)子ども・子育て会議等

- ◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営、市町村等の合議制機関の設置努力義務 等 【第65条～第71条】
【第72条～第77条】

(8)雑則 【第78条～第82条】 (9)罰則 【第83条～第87条】 (10)附則

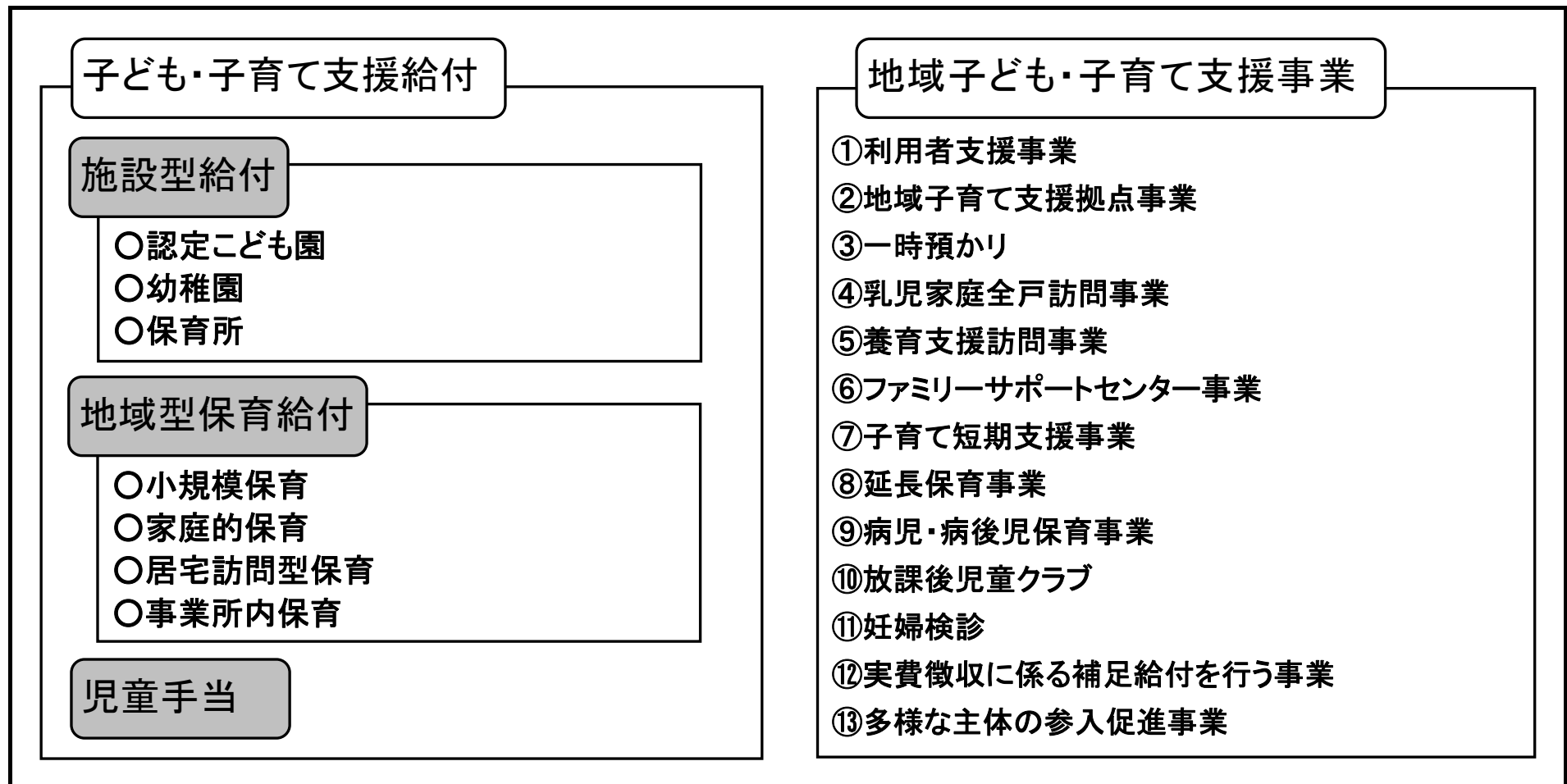
- ◆ 幼稚園教諭・保育士等の処遇改善・人材育成の検討、行政組織の在り方の検討、次世代育成支援対策推進法延長の検討、安定財源の確保、私立保育所への委託費の支払 等 【附則第2条、第3条、第6条】

施行日: 政令で定める日から施行(※)(恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税率の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討)

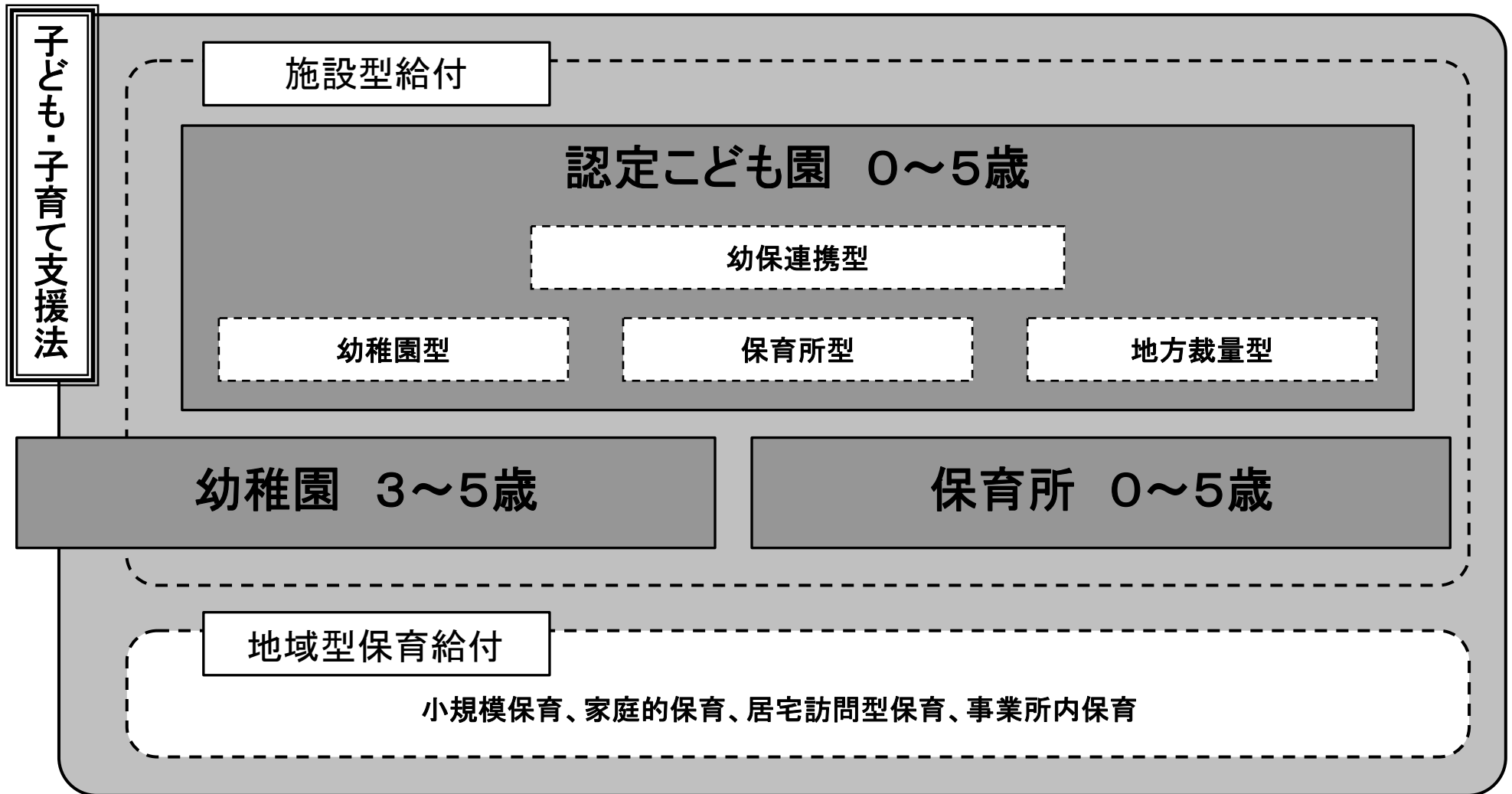
※給付対象施設・事業者の確認の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日等から段階的に施行 【附則第1条】

新制度の全体像

◎新制度による子ども・子育て支援サービスは「給付」と「事業」で構成される。



施設型給付と地域型保育給付のイメージ



主な制度内容①:「給付」の創設

1 施設型給付※1(認定こども園、幼稚園、保育所)

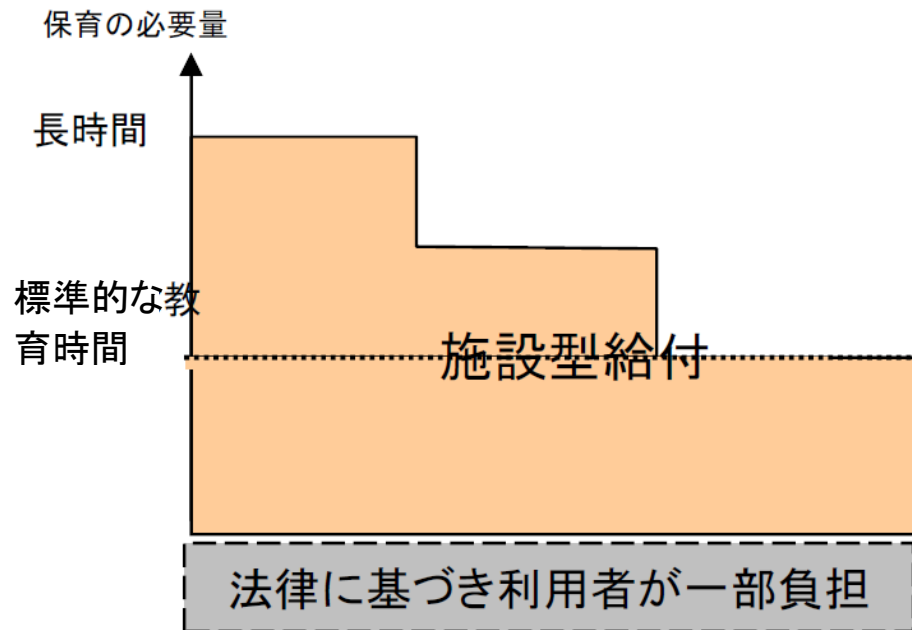
- 個々の児童について「保育の必要性」を認定※2し、設定内容に応じた給付を行う。
- 保護者に対する給付を、施設が法定代理受領する。
- 市町村が利用調整※3を行った上で、利用者と施設が直接契約。(利用料は施設が徴収。)
- ただし、民間保育園は従来どおり利用者と市町村が契約。(保育料は市町村が徴収。)
- 給付の対象となる施設は、利用定員を定めた上で市町村が確認。※4
 - ※私立幼稚園は、給付を受けず、従来どおり私学助成・就園奨励補助を受けることも可能。
- 国が給付単価の「公定価格」を定める。
- 利用者負担は、現行水準・利用者の負担能力を勘案した応能負担。

2 地域型保育給付※5(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事集所内保育)

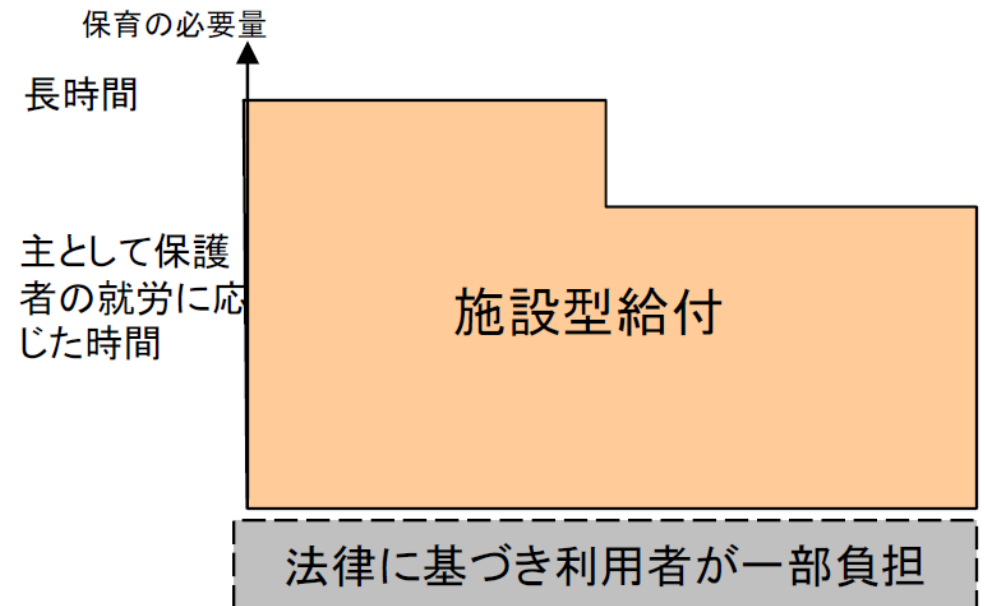
- 保育の必要性の認定に応じた給付等、基本的な仕組みは施設型給付と同じ。

※1 施設型給付のイメージ

満3歳以上



満3歳未満



※私立保育所については、児童福祉法第24条に則り、市町村から委託費として支払う。

※2 保育の必要性の認定(支給認定)について

◎保護者からの申請に基づき、市町村が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付。

◎保育の必要性の認定区分は次の3区分。

[1号認定]満3歳以上／保育の必要性なし

[2号認定]満3歳以上／保育の必要性あり

[3号認定]満3歳未満／保育の必要性あり

◎さらに、保育の必要量に応じて、「長時間認定」と「短時間認定」に区分。

◎保育を必要とする事由(現行の「保育に欠ける」要件に相当)、長時間／短時間の区分、優先利用等について、国が定める基準に基づき、市町村が基準を定める。

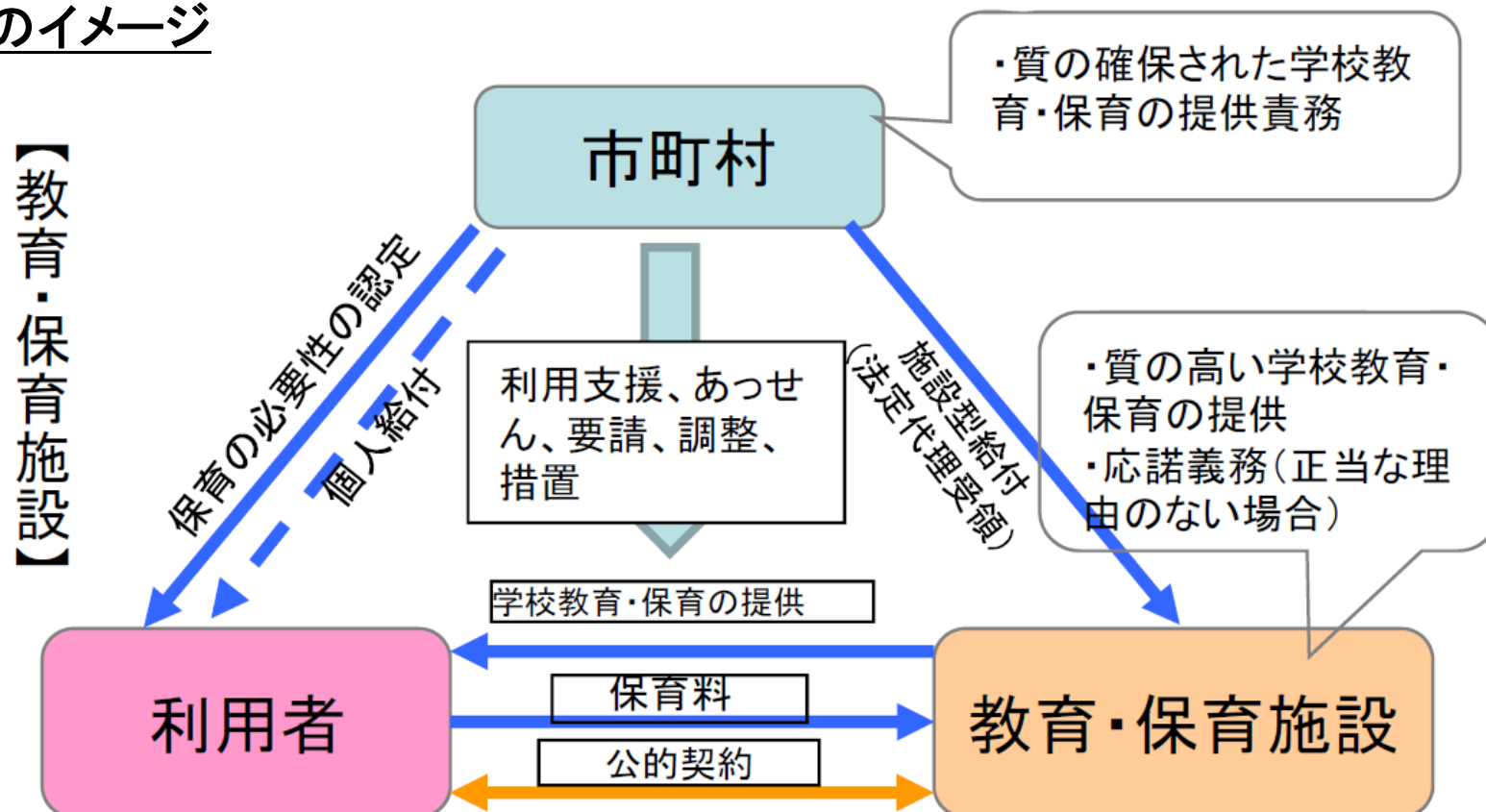
※3 利用調整について

◎給付の対象となる保護者に対する「利用調整」が市町村の義務となる。

【利用調整の内容】

- ・施設等に関する情報の提供
- ・施設等の利用に関する相談・助言(保護者の利用希望等を勧案して実施)
- ・施設等のあっせん
- ・施設等に対する利用の要請

※3 利用手続のイメージ



- ※ 児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、私立保育所における保育の費用については、施設型給付ではなく、現行制度と同様に、市町村が施設に対して、保育に要する費用を委託費として支払う。この場合の契約は、市町村と利用者の間の契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなる。
- ※ 子ども・子育て支援給付に、多様な保育事業を行う事業者を対象とした地域型保育給付も含まれるが、上記の整理は、地域型保育給付にも共通するものである。

※4 確認制度について

◎市町村は、認可施設・認可事業者からの申請に基づき、施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設・事業を、利用定員を定めた上で「確認」。

※施設・事業の「認可」とは別の手続き

◎利用定員は、当該施設・事業の類型に従い、事業計画(需要と供給)に照らし、保育の必要性の認定区分(1号／2号／3号)ごとに設定。

◎認定こども園、幼稚園、保育所については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。

◎地域型保育事業者(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等)については、法人でない場合も、対象とする。

◎確認を受ける施設・事業は、国が定める基準に基づいて市町村が条例で定める「運営基準」を満たすことが必要。

◎「運営基準」遵守のため、市町村が指導監督を行う(立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、確認取消し等)。

◎市町村は、利用定員の設定に当たり、子ども・子育て会議の意見を聴く必要あり。

※5 地域型保育事業について

◎次の4事業が児童福祉法上の認可事業であり「地域型保育給付」の対象となる。

①小規模保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育を行う
- ・定員は6人以上19人以下

②家庭的保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、家庭的保育者の居宅等において保育を行う
- ・定員は5人以下

③居宅訪問型保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、その居宅において家庭的保育者による保育を行う

④事業所内保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、事業所内の施設等において保育を行う
- ・従業員の子どもに加え、一定割合の近隣地域の保育を必要とする子どもを保育

主な制度内容②：認定こども園制度の改善

～新たな「幼保連携型認定こども園」の創設～

◎「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」を創設。

- 満3歳以上児に対し、学校教育と就労時間に応じた保育を提供（満3歳未満児の受入れは任意）。
- 行政からの財政措置が「施設型給付」に一本化。

[現行制度]

- ・保育所部分：運営費負担金（市町村）
- ・幼稚園部分：私学助成（都道府県）
+就園奨励費補助（市町村）

一本化

[新制度]

- ・施設型給付（市町村）

- 認可手続・権限が一本化

[現行制度]

- ・幼稚園の認可（都道府県）
- ・保育所の認可（都道府県、政令・中核市）
- ・認定こども園の認定（都道府県）

一本化

[新制度]

- ・認定こども園の認可
（都道府県、政令・中核市）

※その他の類型（幼稚園型、保育所型、地域裁量型）の認定こども園の認可手続き等は現行どおり

- 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ。（株式会社等の参入は不可）
- 既存の幼稚園、保育所からの移行は義務付けず、政策的に促進

主な制度内容③：地域子ども・子育て支援事業の拡充

◎地域子ども・子育て支援事業(P5の①～⑬)を充実(新設、拡充、制度改正)

＜新設、拡充、制度改正の例＞

○利用者支援事業《新設》

- 子どもや保護者が、新制度により提供される学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う。
- 認定こども園・保育所・幼稚園や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの利用にあたっての相談に応じ、関係機関との連絡調整を行う。

○放課後児童クラブ《拡充・制度改正》

- 対象児童を拡大(概ね10歳未満の小学生→小学校6年生)
- 設置・運営(従事者、員数、施設・設備、開所日数・時間等)に関する基準を、国が定める基準に基づき、市町村が条例化(現行制度の基準はガイドラインによる)

主な制度内容④：認可制度の改善

◎保育所、認定こども園、地域型保育事業の認可制度を改善・透明化し、保育需要の増大に機動的に対応。

○申請内容が客観的な認可基準を満たせば、原則として認可する。

[例外]

- ・供給過剰による需給調整が必要な場合
- ・欠格事由に該当する場合

○認可基準は、国が定める省令に基づき、都道府県・政令市等が条例で定める。

[都道府県・政令市等が条例で認可基準を定める施設・事業]

保育所、幼保連携型認定こども園

[市町村が条例で認可基準を定める施設・事業]

地域型保育事業

[認可基準の内容]

従業員の資格・員数、居室の床面積、各種設備、教育・保育時間等

主な制度内容⑤：事業計画の策定

◎市町村及び都道府県ごとに、国の「基本指針」に即した

「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づいて給付・事業を実施。

○地理的状况等を勘案して「区域」を定め、区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の[量の見込み]、「確保方策」、「実施時期」等を定める。

○「量の見込み」は、市内の子どもについて、教育・保育等の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定する。
→保護者に対する「ニーズ調査」を実施(平成26年2月実施予定)

○計画期間は5年間(平成27年度～平成31年度)。(中間年度等で見直しの必要が生じる可能性あり。)

○計画策定に当たり、北海道との協議・調整が必要。

※計画の策定・変更、進捗管理(PDCAサイクルのチェック)に当たり、子ども・子育て会議の意見を聴く必要あり。

※Plan(計画)、Do(実施・実行)、Check(点検・評価)、Act(処置・改善)

主な制度内容⑥：子ども・子育て会議の設置

◎国及び自治体に「子ども・子育て会議」を設置し、新制度に基づく子ども・子育て支援策に、子育ての当事者、子育て支援の当事者等の意見を反映。

○国の子ども・子育て会議においては、「基本指針」、公定価格、各種基準(施設・事業の設備・運営基準、保育の必要性の認定基準等)などの重要項目について意見を聴取。

〔国会議開催状況〕 ※概ね月1回ペースで開催

・25. 4.26 第1回子ども・子育て会議 ・25. 5.31 第2回子ども・子育て会議 ・25. 6.21 第3回子ども・子育て会議
・25. 7. 5 第4回子ども・子育て会議 ・25. 7.26 第5回子ども・子育て会議 ・25. 9.13 第6回子ども・子育て会議
・25.10. 3 第7回子ども・子育て会議 ・25.11.25 第8回子ども・子育て会議 ・25.12.16 第9回子ども・子育て会議
・25.12.26 第10回子ども・子育て会議 ・26. 1.15 第11回子ども・子育て会議

○自治体においても、「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務とされ、新制度による子ども・子育て施策が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保する上で、重要な役割が期待されている。

財源・費用負担

○国は、10%への消費増税により、平成27年段階で、0.7兆円の追加財源(恒久財源)を確保。

【消費増税(予定)】 平成26年4月 : 8% → 平成27年10月 : 10%

○0.7兆円は、保育等の「量の拡充」(待機児童解消等)及び「質の改善」(職員配置・処遇改善等)に充当。

○質・量の充実を図るため、0.7兆円に加え、さらに0.3兆円程度の追加財源が必要であり、その確保が国の課題とされている。(子ども・子育て支援法附則に政府の努力義務。)

【国と地方の負担割合】

	国	都道府県	市町村
設型給付・地域型保育給付	2	1	1
地域子ども・子育て支援事業	1	1	1

※国において「幼児教育無償化」を検討中。詳細は未定であるが、当面、多子世帯の利用料の実質無償化・軽減策を講じる方向。新制度とは別途財源を確保するとされている。

スケジュール

- 平成27年4月本格施行予定。(10%への消費増税の時期と連動。)
- 施行に必要な準備(子ども・子育て会議の設置、事業計画の策定、認可基準条例の制定、支給認定手続、認可・確認手続等)は、本格施行を待つことなく、順次実施する必要あり。
- 子ども・子育て会議の意見を聴きつつ、平成25年度中にニーズ調査を実施した上で、事業計画の「量の見込み」・「確保方策」を平成26年9月までにとりまとめる必要あり。
- 保育の必要性の認定手続、平成27年4月から事業を開始する施設・事業の認可手続、給付対象の確認手続等は、平成26年下半期を目途に着手する必要あり。